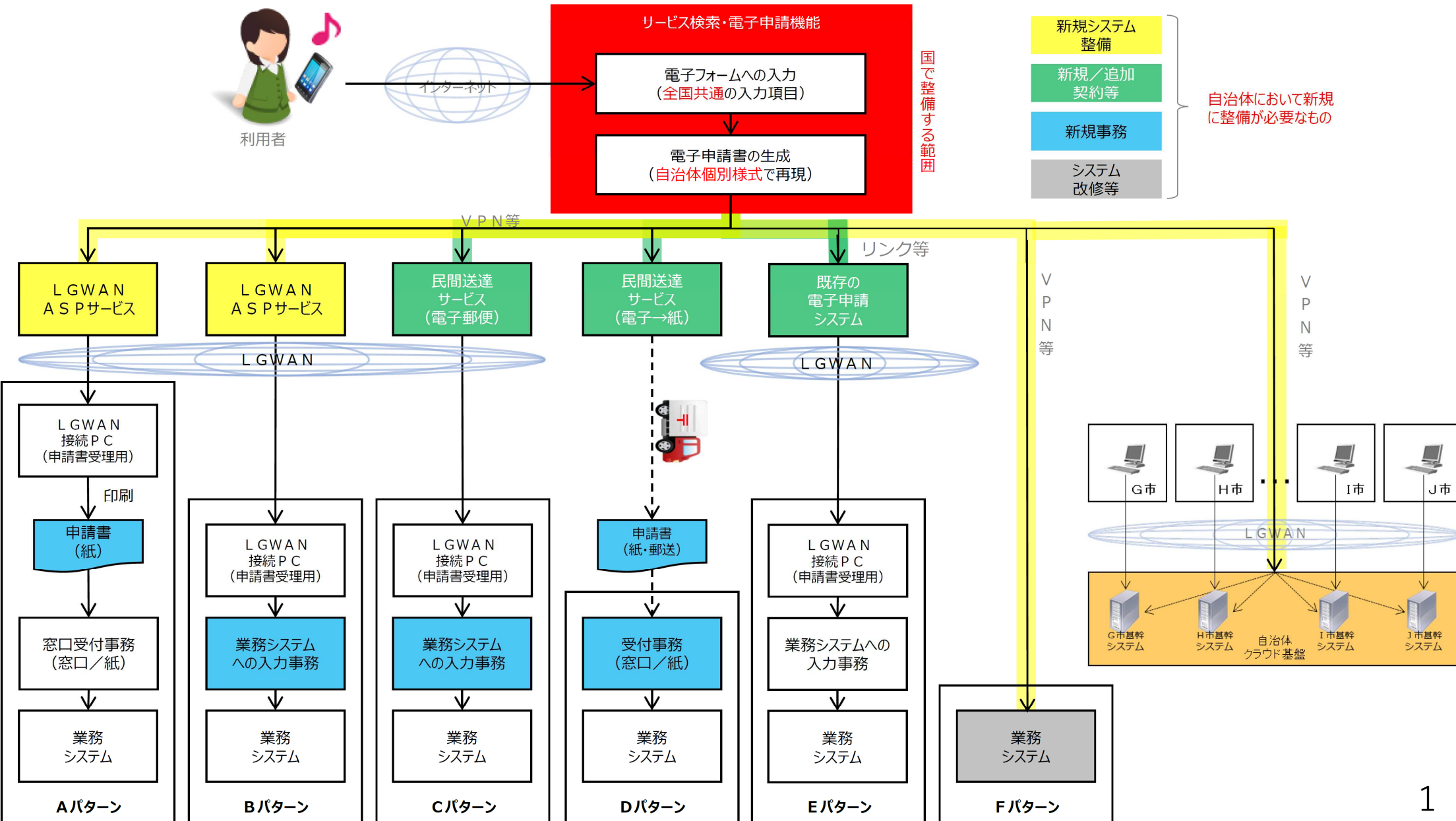


申請データの受領後、既存システムへのデータ入力について、申請データをそのまま業務システムに取り込む又は紙に印刷して業務システムに手入力するかで、パターンはA～Fの6つに分かれる。



公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求められることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求められることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、

- ①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
- ②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、 を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

「公金受取口座登録法」対象給付事務（68事務）①

No.	項番号	情報照会者	事務
1	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
2	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
3	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
4	7	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務
5	7の2	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務
6	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
7	14	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
8	17	市町村長	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務
9	18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
10	19	市町村長	予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務
11	26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
12	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
13	28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
14	30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務
15	32	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金又は遺族給与金の支給に関する事務
16	34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
17	35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
18	37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
19	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
20	40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
21	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

No.	項番号	情報照会者	事務
22	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
23	51	国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
24	52	国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
25	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
26	57の2	国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の還付に関する事務
27	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
28	59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
29	63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
30	65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
31	66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
32	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
33	71	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
34	72	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
35	72の2	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による福祉事業の実施に関する事務
36	73	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
37	74	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
38	76	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務
39	78の2	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務
40	81	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務
41	82	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務
42	84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務

「公金受取口座登録法」 対象給付事務（68事務） ②

No.	項番号	情報照会者	事務
43	86	厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務
44	87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
45	88の2	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務
46	89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務
47	90	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務
48	91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
49	92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
50	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴取に関する事務
51	96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務
52	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
53	98	確定給付企業年金法第29条第1項に規定する事業主等又は企業年連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
54	99	確定拠出年金法第3条第3項第1号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務
55	100	国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金の給付又は一時金の支給に関する事務
56	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務

No.	項番号	情報照会者	事務
57	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
58	105	独立行政法人医療品医療機器等総合機構	独立行政法人医療品医療機器等総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務
59	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
60	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
61	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
62	111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務
63	112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務
64	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
65	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
66	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
67	119	平成25年法律第63号附則第3条第13号に規定する存続連合会又は企業年金連合会	平成25年法律第63号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
68	121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
 - 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定されており、マイナンバーを利用した管理や課税情報等の確認が可能。これにより、対象者の多くに申請不要で支給できる見込み。
- ※ 「特定公的給付」とは、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害又は感染症が発生した場合に支給されるもの等として内閣総理大臣が指定するものをいう。

1. 対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
 - ※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする

- ・ 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯分との合計）

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）

※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

※ひとり親世帯には、令和3年4月以降、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を開始している。

- ①の対象者には、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給
- ②の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

特定公的給付「子育て世帯生活支援特別給付金」事務フロー

概要

- 子育て世帯生活支援特別給付金を「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の「特定公的給付」に指定
- 当該給付金は、「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の2つに分類。「ひとり親世帯分」は、主に児童扶養手当受給者が対象となるため、既存の給付情報を活用することで、プッシュ型支給が可能
- 一方、「ひとり親世帯以外分」は、様々な支給対象者のケースが想定されるため、**支給要件の判定や支給の実施に必要な情報を管理し、他機関に資料の提出等を求める**ことにより支給対象者の太宗を特定することで、一部を除き**プッシュ型支給が可能**

具体的には、

1. 支給要件確認に必要となる「①児童手当等情報 ②税情報」を取得・利用

⇒A 市町村が保有する児童手当支給情報（対象者・対象児童・登録口座）や住民税情報などを活用

2. 支給判定や支給実施に必要な情報をマイナンバーを利用して管理

⇒B R3.1.1（R3年度分住民税の課税基準日）に他市町村に住所を有していた者について、**情報連携により、他市町村の住民税情報を取得**

⇒C 市町村が情報を保有していない場合は、**申請書の提出を求めることになるが、申請書にマイナンバーを記載することで、添付書類を省略可**

「ひとり親世帯以外分」の主な事務フロー

- 条件①：「当該市町村が児童手当を支給」かつ「児童扶養手当(ひとり親世帯分の給付金)を支給していない」
条件②：「課税状況（非課税）」 ※1/1時点で当該市町村に居住していることにより把握可能

